

Deca-BDE と北欧諸国の意見 その現状

ご承知のように、WEEE 指令や RoHS 指令は、欧州連合で決定された『指令』である。特に、RoHS 指令、その前文の(1)には、以下のようにかかっている。

(1) 電気電子機器に含まれる有害物質の使用制限に関し、加盟国が採決する法または行政の不一致は、共同体内における貿易障害および競争を惹起し、かつ域内市場の確立と機能に直接影響し得る。それゆえに、本分野において加盟国の法制化を近似すること、および廃電気電子機器について人の健康の保護ならびに環境に配慮した健全な再生および処分に寄与する必要性がある。

ここには、『**Single Market**』を目指す、欧州連合の強い意図が占められている。その意味で、北欧諸国の意見がそのまま採用されるとは思えないが、参考までにその国別の状況を確認しておきたい。

もちろんノルウェーは欧州連合加盟国ではないが、EFTA、WTO 加盟国であり、そうした制限を受ける立場にある。また環境に関する規制の大半は欧州連合(EU)の規定をそのまま採用しています。

各国の状況

1. UK Food Safety Authority study

臭素系難燃剤のその多くは、難分解性であり、そのいくつかの種類は、生体内蓄積性が高いことから、環境中の生物や人体から発見され、多くの議論がされている。今回の Deca-BDE に関しても、それ自体、難分解・低蓄積性と認定(例、経済産業省産業省 既存化学物質安全性点検)されているが、生体等の蓄積に関して議論がなされている。そうした意見への実証的な調査をベースとした英国政府機関の報告である。

その調査によると、多くの場合、ごく少量 (<0.1 ppb)であったと報告されており、EUリスクアセスメントで指摘されたように、現時点で問題とすべきレベルの蓄積ではないと報告されている。

詳しくは、http://www.bsef.com/newsmanager/uploads/uk_fsa_fish_study.pdf。

2. スウェーデン政府の意見

スウェーデン政府は、EURAの最終評価直後(04.05)および欧州委員会(EC)がEUの官報(Official Journal)にRoHS指令からDeca-BDEを除外と決定発表直後に、EUの指令の範囲を超えて、電気・電子製品以外、例えば繊維などへの使用を禁止するとの政府声明を発表した。

これに対して、欧州委員会、英国およびフランス政府は、06.2.28付けでスウェーデン政府に統一的な欧州連合の化学物質リスクアセスメント法(793/93/EEC)や予定されている

REACH への信頼性を傷つけるとして再考を促した。この結果、5月末までに、自国の提案の放棄あるいは欧州裁判所に提訴するかの選択を迫られることになった。

EnviX 海外環境法規制モニタリングサ - ビス (2006.3.18) にも。

なお、原文は、<http://www.bsef.com/newsmanager/newstemplate.php?id=202> に。

3. デンマ - ク政府の意見

デンマ - ク政府は、2006.1.02 に Deca-BDE の除外を決定した欧州委員会の決定を不当として欧州裁判所に訴えると発表した。その理由は、Deca-BDE に代替しうる他の難燃剤が既に存在しているとの理由である。但しこの見解は、欧州では既存化学物質の安全性点検が殆ど進んでおらず、その故に 793/93/EEC や新たに REACH を法制化しようとする E U や E C の対応とは全く異なるものである。Deca-BDE こそが、E U の法の下に、科学的にリスクアセスメントの上で、問題なしと結論されたものである。

原文 <http://www.bsef.com/newsmanager/newstemplate.php?id=196>

4. ノルウェイ政府の部分的な Deca-BDE 規制案

ノ - ルウェイ政府は、2005.4.15 に自国独自に Deca-BDE のリスク評価、おもには環境中への蓄積状況の再調査を実施し、部分的な制限をするとの規制案を発表した。部分的な制限とは、同国へ輸入される製品への Deca-BDE の使用は認め、同国内での Deca-BDE の使用を禁止との案である。但し、こうした環境調査も含めて、Deca-BDE のリスク評価は既に終了済みであることを理由に、ノ - ルウェイ政府の規制検討案は、E U の科学的な化学品戦略や欧州内の自由貿易への障害であるとみなされている。

原文 http://www.bsef.com/newsmanager/uploads/ebfrip_statement_norway_190405.pdf

参考文献：

E E C (欧州経済共同体) に対抗して 1960 年、イギリスを中心とする欧州 7 ヶ国で E F T A (欧州 自由貿易連合) が結成されましたが、イギリスなど加盟国が次々 E C、E U に加盟し脱退しました。現在の E F T A 構成国はノルウェイ、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの 4 ヶ国のみ。E C が 92 年未だに域内市場統合を完成させる過程では、これら E F T A 諸国と単一の経済圏を目指し、E E A (欧州経済領域) が設定されましたが、スイスはこれへの加盟も 92 年の国民投票で否決しています。ノルウェイは 72 年に E C、94 年に E U への加盟申請を政府が決定しましたが、いずれも 国民投票において小差で否決され、N A T O 加盟国でありながら他の北欧諸国よりも加盟が遅れています。

<http://www31.ocn.ne.jp/~yasodasoken/link16.html>

今後もこれらの継続情報をお届けします。

(2006.3.29)